

1 入札に付する事項

- (1) 入札番号 令和5年度 第60号
- (2) 工事名 新御殿場市立図書館等建築工事
- (3) 工事場所 御殿場市 萩原 地内
- (4) 工事概要 **【図書館】** 鉄筋コンクリート造・鉄骨造（混構造）2階建て
床面積 3,838.24 m²
【通路上屋】 鉄骨造平屋建て 床面積 65.75 m²
建築工事一式
- (5) 工期 本契約締結日の翌日から令和7年9月30日まで
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 低入札価格調査制度 調査基準価格 設定あり
失格基準価格 設定あり
- (8) 最低制限価格制度 最低制限価格 設定なし
- (9) 週休2日推進工事 無

2 入札の方法

本入札は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による施工とし、「入札後共同企業体結成方式」を採用する。

具体的には、共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）として入札に参加を希望する者が入札を行い、「落札候補代表者」を決定する。

これに並行して、御殿場市は、共同体の代表者以外の構成員（以下「第二構成員」という。）として入札に参加を希望する者の申請に基づき「共同企業体第二構成員候補者名簿」を作成する。

入札の結果落札候補代表者となったものは、御殿場市が示す共同企業体第二構成員候補者名簿から第二構成員を選定の上、自らを代表者とする共同企業体を結成し、期日までに当該共同企業体の結成に係る書類等の審査及び資格の確認を受け、御殿場市がこれを適当であると認めたときは、当該共同企業体（以下「落札者」という。）が御殿場市と仮契約を締結する。

3 入札参加資格要件

3-1 代表者及び第二構成員に共通の参加資格要件

次の各号のいずれにも該当すること。なお、入札参加資格者が公告日から共同企業体の資格確認の日までに必要な要件を満たさなくなったときは、入札参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5年9月7日までに御殿場市に対し、令和5・6年度の一般競争参加資格審査申請（建設工事）を行っていること。

- (3) 御殿場市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成4年御殿場市告示第78号）の規定による指名停止期間中でないこと。
- (4) 御殿場市の発注する工事において、一般競争入札の参加差し控えの対象業者でないこと。
- (5) 次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者を当該工事に専任で1名以上配置できること。
- ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者
 - ② 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
 - ③ 公告日までに申請者と3ヶ月以上の継続した直接的な雇用関係がある者（配置予定技術者の変更は、病休・死亡・退職等の御殿場市が認める理由のほかは原則として認めない。）
- (6) 本入札に参加しようとする者との間で次に掲げる者に該当しないこと。
- ① 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者
 - ② 一方の会社に代表権のある役員が他方の会社の役員又は他方の会社管財人を現に兼ねている者

3-2 代表者の参加資格要件

3-1に該当することに加え、次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 直近の経営事項審査結果通知書における建築一式工事の総合評定値(P点)が1,700点以上であること。
- (2) 静岡県内の静岡市以東に、本社又は契約締結等に係る権限を委任された代理人が置かれた営業所を有すること。
- (3) 平成15年4月1日以降に、下表に掲げる要件に該当する建築物に係る新築の建築一式工事を、元請として完成し、引き渡した実績があること（ただし、共同企業体による施工の場合は、共同企業体の代表者としての実績のみとする）。

用途	図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第2項に規定する公立図書館の用途を有する建築物
規模	延べ面積 3,000 m ² 以上（公立図書館以外の用途に供する部分を含む）

3-3 第二構成員の参加資格要件

3-1に該当することに加え、次の各号のいずれにも該当すること。なお、代表者、第二構成員の両方の入札参加資格要件を有する者は、第二構成員としては入札参加できない。

- (1) 御殿場市入札参加者選定要綱（昭和51年御殿場市告示第95号）第2条の規定により、令和5年度の建築一式工事においてA等級に格付けされた業者であること。
- (2) 御殿場市内に本社を有すること。又は御殿場市内に契約締結等に係る権限を委任さ

れた代理人が置かれた営業所を有し、令和５年度において御殿場市建設工事入札参加者選定要綱第３条に規定する災害応急対策に関する評点（災害時等における応急対策業務に関する協定）に該当する業者であり、かつ令和５年９月７日時点において同協定を締結していること。

３－４ 共同企業体の資格要件

落札候補代表者が結成する共同企業体は、次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 共同企業体の構成員は２者とし、任意かつ自主的に結成するものであること。
- (2) 落札候補代表者を代表者とし、落札候補代表者が、御殿場市が指定する期日までに自らの責任において共同企業体第二構成員候補者名簿から選定した者を第二構成員とするものであること。
- (3) 構成員の出資比率は１００分の３０以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大とすること。
- (4) 名称は共同企業体が特定できる名称とすること。
- (5) 経営の形態は、共同施工方式であること（甲型）。

４ 入札参加に関する事項

入札参加申請受付期間及び入札に必要な書類を示す期間等は次のとおりとする。なお、各様式作成にあたっては、別添「入札参加に係る様式作成要領」を参考にすること。

４－１ 共同企業体の代表者として入札に参加を希望する者に関する事項

- (1) 入札参加申請受付期間及び入札に必要な書類を示す期間

本公告の公告日から令和５年９月２２日午後５時まで

- (2) 入札参加申請の方法

別添「制限付一般競争入札参加申請書（代表者用）（様式１号）」に所定の事項を記入の上、次の書類を添付して前項の受付期間内に電子入札システムにより申請を行う。

【添付書類】

- ①直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ②工事施工実績調書（別紙１）
- ③配置予定技術者名簿（別紙２）

- (3) 入札参加資格の決定

令和５年９月２９日までに入札参加資格がない旨の通知がない限り、電子入札システムにより確認通知書の交付を受けた者は、入札参加資格を有するものとする。

- (4) 設計図書等入札に必要な書類の入手方法

入札情報サービス（ＰＰＩ）からダウンロードすること。なお、設計図は御殿場市のホームページ（<https://www.city.gotemba.lg.jp/>）からダウンロードすること。

- (5) 入札参加を辞退する場合は、５(1)の入札書受付期間に電子入札システムにより行うこと。

4-2 共同企業体の第二構成員として入札に参加を希望する者に関する事項

(1) 入札参加申請受付期間及び入札に必要な書類を示す期間

本公告の公告日から令和5年9月15日午後5時まで

(2) 入札参加申請の方法

別添「共同企業体第二構成員候補者名簿登録申請書（様式2号）」に所定の事項を記入の上、次の書類を添付して持参（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く）又は郵送若しくは信書便（期限までの必着）にて提出する。

【提出先】 〒412-8601 御殿場市萩原483番地

御殿場市役所総務部管財課

電話番号 0550（82）4322

【添付書類】

①配置予定技術者名簿（別紙2）

②御殿場市内に本社を有さず、契約締結等に係る権限を委任された代理人が置かれた営業所を有する者の場合は、令和5年9月7日時点において災害時等における応急対策業務に関する協定を締結していることを証する書類

(3) 入札参加資格の決定

令和5年9月22日までに入札参加資格がない旨の通知がない限り、入札参加資格を有するものとする。

(4) 設計図書等入札に必要な書類の入手方法

入札情報サービス（PPI）からダウンロードすること。なお、設計図は御殿場市のホームページ（<https://www.city.gotemba.lg.jp/>）からダウンロードすること。

(5) 入札参加を辞退する場合は、4-3の共同企業体第二構成員候補者名簿公表日の前日午後5時までに、書面（様式は任意）にて御殿場市に申し出ること。

4-3 共同企業体第二構成員候補者名簿の公表について

(1) 公表日時 令和5年9月22日 午前10時

(2) 公表の方法 御殿場市のホームページ（<https://www.city.gotemba.lg.jp/>）に掲載して公表する。

5 共同企業体の代表者として入札に参加を希望する者による入札及び開札に関する事項

(1) 次の入札書受付期間に電子入札システムにより入札すること。

入札書受付期間 令和5年10月10日 午前9時から午後9時まで

令和5年10月11日 午前9時から午後4時まで

(2) 開札日時 令和5年10月12日 午前9時

(3) 落札決定に当たっては、入札金額に、その100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

- (4) 入札金額に対応した積算内訳書（様式は任意）を電子入札システムにより提出すること。
- (5) 入札回数は3回までとする。
- (6) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札候補代表者とならない場合がある。
- (7) 低入札価格調査対象者は、契約の内容に適合した履行が可能であるかの判断のための事情聴取に協力すべきこと。
- (8) 失格基準価格を下回った入札を行った者は、失格となる。
- (9) その他本電子入札に関しては、添付の御殿場市電子入札運用基準、電子入札心得等を参照すること。なお、本電子入札に関わる部分については、共同企業体の代表者として入札に参加を希望する者単体での入札と捉えるものであり、共同企業体に関する規定は適用されないものであること。

6 共同企業体の代表者として入札に参加を希望する者による入札の無効に関する事項
次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 御殿場市財務規則第40条に該当する者の入札
- (2) 有効な電子証明書を取得していない者がした入札
- (3) 入札金額に対応した積算内訳書の提出がないもの

7 共同企業体の結成及び資格審査に関する事項

(1) 共同企業体結成報告及び資格確認申請

落札候補代表者は、4-3に基づき御殿場市が公表した共同企業体第二構成員候補者名簿から共同企業体の第二構成員を選定の上、3-4の資格要件に基づいて自らを代表者とする共同企業体を結成し、後日御殿場市が定める期日（落札候補代表者決定の日から14日後を予定）まで（持参の場合は閉庁日及び職員の勤務時間外を除く）に、別添の下記書類を持参若しくは郵送又は信書便（期限までの必着）にて提出すること。

【提出先】 〒412-8601 御殿場市萩原483番地
御殿場市役所総務部管財課
電話番号 0550（82）4322

【提出書類】

- ① 特定建設工事共同企業体結成報告及び資格確認申請書（様式3号）
 - ② 特定建設工事共同企業体協定書（様式4号）の写し
 - ③ 使用印鑑届（別紙3）
 - ④ 委任状（別紙4）
- (2) 共同企業体資格審査結果通知及び落札者の決定
御殿場市は、(1)で提出された書類に基づき当該共同企業体の資格を審査し、これが

適当であると認めたときは、当該共同企業体を落札者として決定し、(1)で御殿場市が定めた期日から6日後までにその旨を通知する。

落札者として決定された共同企業体は、御殿場市の指示に基づき速やかに仮契約を締結しなければならない。

8 入札保証金に関する事項
免除

9 契約保証金に関する事項

請負代金額の10分の1以上とする。なお、契約保証金の現金納付は不可とする。

10 支払条件

(1) 前払金 あり

現場説明書の支払条件による。

(2) 中間前払金 あり

現場説明書の支払条件による。

(3) 部分払 なし

11 その他必要な事項

(1) 質問がある場合は、令和5年9月22日午前10時までに、ファックス又はインターネットメールにて管財課へ提出すること。

提出先 御殿場市役所総務部管財課

ファックス番号 0550(84)3420

インターネットメール kanzai@city.gotemba.lg.jp

(2) 質問に対する回答は、令和5年9月29日午後5時までに、すべての入札参加希望者に対してファックス又はインターネットメールにて回答する。

(3) 本案件の契約は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年御殿場市条例第5号）第2条に規定する市議会の議決事項であるので、落札者の決定後、落札者との間に仮契約を締結し、市議会の議決（令和5年12月中旬を予定）を経た時をもって、何らかの手続きをすることなく本契約となるものとする。

なお、市議会にて否決された場合には契約が成立しないものとし、かつ、このことにより落札者に損害を生じた場合においても、御殿場市は一切その賠償の責に任じないものとする。